



投票の方法

今回の選挙は、2種類の投票用紙があります。投票の順序は、先に市長選挙の投票を、続いて市議会議員補欠選挙の投票を行ってください。

投票用紙の色は、**市長選挙が「水色」、市議会議員補欠選挙が「白色」**です。投票用紙を間違えて投票すると無効になりますので、十分ご注意ください。

期日前投票は市役所で

とき 10月8日(月)～13日(土)の毎日
午前8時30分～午後8時
ところ 市役所本館1階102会議室(本館西玄関口)
持ち物 入場券。なお、入場券がなくても投票できますので、投票所でお申し出ください。
その他 車イスの方は本館西玄関横のスロープをご利用ください。また、介護が必要な方は、事前に選挙管理委員会までお申し出ください。なお、10月13日(土)は、混雑が予想されます。投票日当日に予定のある方は、早めにお越しください。

投票には こんな方法もあります



期日前投票

投票日に次の理由などで投票所に行けない方は、期日前投票ができます。

- ・仕事に従事、または冠婚葬祭(主宰者およびその親族に限る)の予定がある。
- ・レジャーや買物、旅行などで投票区の区域外に行く予定がある。



施設などで行う不在者投票

県選挙管理委員会の指定施設(病院など)に入院または入居の方は、その施設内で不在者投票ができますので、施設の長に申し出てください。



代理投票・点字投票

身体障害などにより、自分で候補者の氏名を書くことのできる方は、投票当日、投票管理者に申し出て「代理投票」をすることができます。また、目の不自由な方は、点字による投票を希望される方は、投票管理者に申し出て「点字投票」をすることができます。



郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちの方で、次の項目に該当する方は、郵便等による不在者投票ができます。

郵便等による不在者投票対象者

手帳など	区分	等級など
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または3級
	免疫機能の障害	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症から第2項症
	内臓機能の障害	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	介護状態区分	要介護5

※原則として、候補者などの氏名を自分で書くことができる方に限ります。書くことができない方には代理記載制度もありますので、選挙管理委員会までお問い合わせください。

郵便等による不在者投票には、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。

この証明書をお持ちでない方は、市選挙管理委員会に交付の申請をしてください。「投票用紙等」の交付請求は、市選挙管理委員会に「郵便等投票証明書」を添えて、投票日の4日前(10月10日(水))までにしてください。

開票は即日開票です

開票は、10月14日(日)午後9時15分から、市民体育センター競技場で行います。投・開票の速報は市のホームページでもお知らせします。

●アドレス

<http://www.city.gamagori.aichi.jp/>

●携帯電話アドレス

<http://gg.city.gamagori.aichi.jp/>

選挙違反を 監視しましょう

選挙運動ができるのは、告示日の立候補届け出後から投票日の前日(10月7日(日)～13日(土))までです。届け出前に行われる事前運動は、公職選挙法で固く禁止されています。違反のない明るい選挙を実現し、立派な代表者を選びましょう。